

こと及び当該場所に移入されたことについての明細を明らかにしているときは、第六項の規定にかかわらず、第四項ただし書の規定を適用する。

一 当該特定石油化学製品を移出した者と当該特定石油化学製品を当該場所に移入した者が同一である場合における当該移入をした場所

二 前号の規定に該当するもののほか、当該特定石油化学製品の製造者が移出する当該特定石油化学製品が継続して移入される場所で、当該製造者が、政令で定めるところにより、当該移出をする製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたもの

13] 第八項において準用する揮発油税法第十四条第七項の場合において、同項に規定する場所が同項に規定する特定石油化学製品を継続して移入する場所であり、かつ、当該特定石油化学製品を移入する者が、政令で定めるところにより、当該場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する書類の提出を要しない。

14] 第十二項第二号又は前項の承認の申請があつた場合において、これらの規定に規定する事実がないと認められるとき、又は当該申請をした者若しくは当該申請に係る場所につき揮発油税及び地方揮発油税の保全上不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。

15] 税務署長は、第十二項第二号又は第十三項の承認を受けた者について、これらの規定に規定する事実がなくなつたと認められるとき、又は揮発油税及び地方揮発油税の保全上不適当と認められる事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。

16] 第十二項第二号又は第十三項の承認を受けた者は、これらの規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を当該承認をした税務署長に提出しなければならぬ。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その承認はその効力を失うものとする。

17] 第十二項から前項までに定めるもののほか、第十二項又は第十三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(移出に係る揮発油の特定用途免税)

第八十九条の三 省 略

(移出に係る揮発油の特定用途免税)

第八十九条の三 同 上

255 省略

6| 第一項の規定に該当する揮発油の移入をした同項に規定する場所が次に掲げる場所に該当する場合において、同項の移出をした揮発油の製造者が、当該揮発油につき、当該移出をした日の属する月分の揮発油税法第十条第一項の規定による申告書に当該揮発油の移出に関する明細書を添付し、かつ、政令で定めるところにより、当該揮発油が第一項に規定する用途に供される揮発油に該当すること及び当該揮発油が当該場所に移入されたことについての明細を明らかにしているときは、第二項の規定にかかわらず、第一項の規定を適用する。

一 当該揮発油を移出した者と当該揮発油を当該場所に移入した者が同一である場合における当該移入をした場所

二 前号の規定に該当するもののほか、当該揮発油の製造者が移出する当該揮発油が継続して移入される場所で、当該製造者が、政令で定めるところにより、当該移出をする製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたもの

7| 第四項において準用する揮発油税法第十四条第七項の場合において、同項に規定する場所が同項に規定する揮発油を継続して移入する場所であり、かつ、当該揮発油を移入する者が、政令で定めるところにより、当該場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する書類の提出を要しない。

8| 第六項第二号又は前項の承認の申請があつた場合において、これらの規定に規定する事実がないと認められるとき、又は当該申請をした者若しくは当該申請に係る場所につき揮発油税及び地方揮発油税の保全上不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。

9| 税務署長は、第六項第二号又は第七項の承認を受けた者について、これらの規定に規定する事実がなくなつたと認められるとき、又は揮発油税及び地方揮発油税の保全上不適当と認められる事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。

10| 第六項第二号又は第七項の承認を受けた者は、これらの規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を当該承認をした税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その承認は、そ

255 同上

の効力を失うものとする。

11| 第六項から前項までに定めるもののほか、第六項又は第七項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

12| 省 略

13| 省 略

(引取りに係る揮発油の特定用途免税)

第八十九条の四 前条第一項に規定する用途に供する揮発油(第八十八条の六第二項の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を除く。以下この条において同じ。)でその用途に応じ政令で定める規格を有するものを、保税地域から引き取るうとする場合において、当該引き取るうとする者が政令で定めるところにより、納税地の所轄税関長の承認を受けて当該揮発油を引き取るときは、当該引取りに係る揮発油税及び地方揮発油税を免除する。

2・3 省 略

4 揮発油税法第十四条の三第二項及び第四項の規定は第一項の承認について、同条第七項及び第八項の規定は第一項の承認を受けて引き取った揮発油で、税関長が指定した期限内に前条第一項に規定する用途に供しようとする場所に移入されたことの証明書提出がないものについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第十四条の三第七項中「揮発油税」とあるのは、「揮発油税及び地方揮発油税」と読み替えるものとする。

5 前条第十二項及び第十三項の規定は、第一項の規定の適用を受けた揮発油を同条第一項に規定する用途に供しようとする場所に移入した者について準用する。

(移出に係るみなし揮発油の特定用途免税)

第九十条 省 略

2・5 省 略

6 第一項の規定に該当するみなし揮発油の移入をした同項に規定する場所が次に掲げる場所に該当する場合において、同項の移出をした揮発油の製造者が、当該みなし揮発油につき、当該移出をした日の属する月の揮発油税法第十条第一項の規定による申告書に当該みなし揮発油の移

7| 6| 同 上

(引取りに係る揮発油の特定用途免税)

第八十九条の四 前条第一項に規定する用途に供する揮発油(第八十八条の六第二項の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を除く。以下この条において同じ。)でその用途に応じ政令で定める規格を有するものを、保税地域から引き取るうとする場合において、当該引き取るうとする者が政令で定める手続により、納税地の所轄税関長の承認を受けて当該揮発油を引き取るときは、当該引取りに係る揮発油税及び地方揮発油税を免除する。

2・3 同 上

4 揮発油税法第十四条の二第二項及び第四項の規定は第一項の承認について、同条第七項及び第八項の規定は第一項の承認を受けて引き取った揮発油で、税関長が指定した期限内に前条第一項に規定する用途に供しようとする場所に移入されたことの証明書提出がないものについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第十四条の二第七項中「揮発油税」とあるのは、「揮発油税及び地方揮発油税」と読み替えるものとする。

5 前条第六項及び第七項の規定は、第一項の規定の適用を受けた揮発油を前条第一項に規定する用途に供しようとする場所に移入した者について準用する。

(移出に係るみなし揮発油の特定用途免税)

第九十条 同 上

2・5 同 上

- 出に関する明細書を添付し、かつ、政令で定めるところにより、当該みなし揮発油が第一項に規定する規格を有するものであること及び当該みなし揮発油が当該場所に移入されたことについての明細を明らかにしているときは、第二項の規定にかかわらず、第一項の規定を適用する。
- 一 当該みなし揮発油を移出した者と当該みなし揮発油を当該場所に移入した者が同一である場合における当該移入をした場所
- 二 前号の規定に該当するもののほか、当該揮発油の製造者が移出する当該みなし揮発油が継続して移入される場所で、当該製造者が、政令で定めるところにより、当該移出をする製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたもの
- 7| 第四項において準用する揮発油税法第十四条第七項の場合において、同項に規定する場所が同項に規定するみなし揮発油を継続して移入する場所であり、かつ、当該みなし揮発油を移入する者が、政令で定めるところにより、当該場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する書類の提出を要しない。
- 8| 第六項第二号又は前項の承認の申請があつた場合において、これらの規定に規定する事実がないと認められるとき、又は当該申請をした者若しくは当該申請に係る場所につき揮発油税及び地方揮発油税の保全上不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。
- 9| 税務署長は、第六項第二号又は第七項の承認を受けた者について、これらの規定に規定する事実がなくなつたと認められるとき、又は揮発油税及び地方揮発油税の保全上不適当と認められる事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。
- 10| 第六項第二号又は第七項の承認を受けた者は、これらの規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を当該承認をした税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その承認は、その効力を失うものとする。
- 11| 第六項から前項までに定めるもののほか、第六項又は第七項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 12| 省略
- 13| 省略

7| 6|  
同 同  
上 上

(引取りに係るみなし揮発油の特定用途免税)

第九十条の二 第八十八条の六第二項の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品(以下この条において「みなし揮発油」という。)のうち、前条第一項に規定する用途に供するものでその用途に応じ政令で定める規格を有するものを、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定めるところにより、納税地の所轄税関長の承認を受けて当該みなし揮発油を引き取るときは、当該引取りに係る揮発油税及び地方揮発油税を免除する。

2・3 省 略

4 揮発油税法第十四条の三第二項及び第四項の規定は第一項の承認について、同条第七項及び第八項の規定は第一項の承認を受けて引き取つたみなし揮発油で、税関長が指定した期限内に前条第一項に規定する用途に供しようとする場所に移入されたことの証明書が提出がないものについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第十四条の三第七項中「揮発油税」とあるのは、「揮発油税及び地方揮発油税」と読み替えるものとする。

5 前条第十二項及び第十三項の規定は、第一項の規定の適用を受けたみなし揮発油を同条第一項に規定する用途に供しようとする場所に移入した者について準用する。

(特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減)

第九十条の三の三 石炭のうち次に掲げるもの(以下この条において「特定用途石炭」という。)を、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定めるところにより、平成三十二年三月三十一日までに、納税地(石油石炭税法第十五条第一項の規定による国税庁長官の承認を受けている場合には、当該承認を受けていないものとした場合の納税地。以下この節において同じ。)の所轄税関長の承認を受けて当該特定用途石炭を引き取るときは、当該引取りに係る石油石炭税の税額は、前条の規定にかかわらず、同法第九条第三号に定める税率により計算した金額とする。

一・二 省 略

2・5 省 略

(引取りに係るみなし揮発油の特定用途免税)

第九十条の二 第八十八条の六第二項の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品(以下この条において「みなし揮発油」という。)のうち、前条第一項に規定する用途に供するものでその用途に応じ政令で定める規格を有するものを、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、納税地の所轄税関長の承認を受けて当該みなし揮発油を引き取るときは、当該引取りに係る揮発油税及び地方揮発油税を免除する。

2・3 同 上

4 揮発油税法第十四条の三第二項及び第四項の規定は第一項の承認について、同条第七項及び第八項の規定は第一項の承認を受けて引き取つたみなし揮発油で、税関長が指定した期限内に前条第一項に規定する用途に供しようとする場所に移入されたことの証明書が提出がないものについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第十四条の二第七項中「揮発油税」とあるのは、「揮発油税及び地方揮発油税」と読み替えるものとする。

5 前条第六項及び第七項の規定は、第一項の規定の適用を受けたみなし揮発油を同条第一項に規定する用途に供しようとする場所に移入した者について準用する。

(特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減)

第九十条の三の三 石炭のうち次に掲げるもの(以下この条において「特定用途石炭」という。)を、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、平成三十二年三月三十一日までに、納税地の所轄税関長の承認を受けて当該特定用途石炭を引き取るときは、当該引取りに係る石油石炭税の税額は、前条の規定にかかわらず、石油石炭税法第九条第三号に定める税率により計算した金額とする。

一・二 同 上

2・5 同 上

(特定の石油製品等を特定の運送、農林漁業又は発電の用に供した場合の石油石炭税の還付)

第九十条の三の四 次の表の各号の上欄に掲げる者が、平成三十二年三月三十一日までに、原油若しくは関税定率表第二七〇・一九号の(三)若しくは第二七〇・二〇号の(四)に掲げる粗油で石油石炭税課税済みのもの(以下この節において「課税済みの原油等」という。)から本邦において製造された同表第二七〇・一二号、第二七〇・一九号及び第二七〇・二〇号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品、採取場から移出された石油石炭税課税済みのガス状炭化水素又は保稅地域から引き取られた石油石炭税課税済みの石油製品、ガス状炭化水素及び石炭(前条の規定の適用を受けたものを除く。)であつて、当該各号の中欄に掲げるもの(以下この条において「特定用途石油製品等」という。)を、当該各号の下欄に掲げる用途に供した場合には、政令で定めるところにより、これらの用途に供した特定用途石油製品等につき、第九十条の規定により計算した石油石炭税額と石油石炭税法第九十条の規定により計算した石油石炭税額との差額に相当する金額(政令で定めるガス状炭化水素にあつては、政令で定めるところにより計算した金額)を当該特定用途石油製品等の製造者、当該特定用途石油製品等を採取場から移出した採取者又は当該特定用途石油製品等を保稅地域から引き取つた者(政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けた者に限る。以下この条において「承認輸入者」という。)に(当該特定用途石油製品等の製造者が当該特定用途石油製品等の原料とされた課税済みの原油等に係る石油石炭税の納税者でない場合にあつては、当該課税済みの原油等につき当該特定用途石油製品等の製造者が当該石油石炭税を納付したものとみなして、当該特定用途石油製品等の製造者に)還付する。

一〇六 省略	省略	省略
--------	----	----

255 省略

(自動車重量税の免税等)

(特定の石油製品等を特定の運送、農林漁業又は発電の用に供した場合の石油石炭税の還付)

第九十条の三の四 次の表の各号の上欄に掲げる者が、平成三十二年三月三十一日までに、原油若しくは関税定率表第二七〇・一九号の(三)若しくは第二七〇・二〇号の(四)に掲げる粗油で石油石炭税課税済みのもの(以下この節において「課税済みの原油等」という。)から本邦において製造された同表第二七〇・一二号、第二七〇・一九号及び第二七〇・二〇号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品、採取場から移出された石油石炭税課税済みの石油製品、ガス状炭化水素及び石炭であつて、当該各号の中欄に掲げるもの(以下この条において「特定用途石油製品等」という。)を、当該各号の下欄に掲げる用途に供した場合には、政令で定めるところにより、これらの用途に供した特定用途石油製品等につき、第九十条の規定により計算した石油石炭税額と石油石炭税法第九十条の規定により計算した石油石炭税額との差額に相当する金額(政令で定めるガス状炭化水素にあつては、政令で定めるところにより計算した金額)を当該特定用途石油製品等の製造者、当該特定用途石油製品等を採取場から移出した採取者又は当該特定用途石油製品等を保稅地域から引き取つた者(政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けた者に限る。以下この条において「承認輸入者」という。)に(当該特定用途石油製品等の製造者が当該特定用途石油製品等の原料とされた課税済みの原油等に係る石油石炭税の納税者でない場合にあつては、当該課税済みの原油等につき当該特定用途石油製品等の製造者が当該石油石炭税を納付したものとみなして、当該特定用途石油製品等の製造者に)還付する。

一〇六 同上	同上	同上
--------	----	----

255 同上

(自動車重量税の免税等)

第九十条の十二 次に掲げる検査自動車（二輪の小型自動車を除く。以下この条において同じ。）について平成二十九年五月一日から平成三十一年四月三十日までの間に初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税を免除する。

一 三 省 略

四 次に掲げる揮発油自動車（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車をいい、前号に掲げる検査自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。）

イ 乗用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 省 略

(2) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百四十七条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条及び次条第二項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第百四十五条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して財務省令で定めるエネルギー消費効率（ロ(2)において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百四十（平成三十年四月三十日までの間は、百分の百三十）を乗じて得た数値以上であること。

ロ・ハ 省 略

五・六 省 略

2・3 省 略

4 次に掲げる検査自動車（前三項又は第九十条の十四第一項から第三項まで若しくは第五項の規定の適用があるものを除く。）について平成二十九年五月一日から平成三十一年四月三十日までの間に初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に百分の七十五を乗じて計算した金額とする。

第九十条の十二 同上

一 三 同 上

四 同 上

イ 同 上

(1) 同 上

(2) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条及び次条第二項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して財務省令で定めるエネルギー消費効率（ロ(2)において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百四十（平成三十年四月三十日までの間は、百分の百三十）を乗じて得た数値以上であること。

ロ・ハ 同 上

五・六 同 上

2・3 同 上

4 次に掲げる検査自動車（前三項又は第九十条の十四第一項から第三項までの規定の適用があるものを除く。）について平成二十九年五月一日から平成三十一年四月三十日までの間に初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に百分の七十五を乗じて計算した金額とする。

(公共交通移動等円滑化基準に適合した乗合自動車等に係る自動車重量税の免税)

第九十条の十三 次に掲げる検査自動車について平成二十四年五月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税を免除する。

一・二 省略

(車両安定性制御装置等を装備した乗合自動車等に係る自動車重量税率の特例)

第九十条の十四 次に掲げる検査自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置(以下この条において「車両安定性制御装置」という。)、衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この条において「衝突被害軽減制御装置」という。)、又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置(以下この条において「車線逸脱警報装置」という。))のいずれか二以上の装置を装備したものであるとして財務省令で定めるものについて平成三十年五月一日から平成三十一年十月三十一日(第四号に掲げる検査自動車にあつては、平成三十年十月三十一日)までの間に初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七十条の十二第二項から第四項までの各号に掲げる検査自動車にあつては、同法第七十条の十一第一項の規定にかかわらず、同項(第九十条の十二第二項から第四項までの各号に掲げる検査自動車にあつては、同法第七十条の十一第一項)の規定により計算した金額に百分の二十五を乗じて計算した金額とする。

一 車両総重量が五トン以下の専ら人の運送の用に供する自動車(財務省令で定めるものに限る。以下この条において「乗合自動車等」という。)であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術

(公共交通移動等円滑化基準に適合した乗合自動車等に係る自動車重量税の免税)

第九十条の十三 次に掲げる検査自動車について平成二十四年五月一日から平成三十年四月三十日までの間に初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税を免除する。

一・二 同上

(車両安定性制御装置等を装備した乗合自動車等に係る自動車重量税率の特例)

第九十条の十四 次に掲げる検査自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置(以下この条において「車両安定性制御装置」という。)、並びに衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この条において「衝突被害軽減制御装置」という。))を装備したものであるとして財務省令で定めるものについて平成二十七年五月一日から平成三十年四月三十日(第四号に掲げる検査自動車にあつては、平成二十八年十月三十一日)までの間に初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七十条の十二第二項から第四項までの各号に掲げる検査自動車にあつては、同法第七十条の十一第一項の規定にかかわらず、同項(第九十条の十二第二項から第四項までの各号に掲げる検査自動車にあつては、同法第七十条の十一第一項)の規定により計算した金額に百分の二十五を乗じて計算した金額とする。



基準で財務省令で定めるもの（以下この条において「衝突被害軽減制  
動制御装置に係る保安基準」という。）及び同法第四十一条の規定に  
より平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められ  
た車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の  
技術基準で財務省令で定めるもの（以下この条において「車線逸脱警  
報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下の乗合自動車等であつて、  
道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に  
適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安  
上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で財務省令で定めるも  
の（以下この条において「車両安定性制御装置に係る保安基準」とい  
う。）、同法第四十一条の規定により平成二十五年一月二十七日以降  
に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係  
る保安基準又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用  
されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準の  
いずれか二以上の基準に適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下の貨物自動車（財務省令  
で定める牽引自動車及び被牽引自動車を除く。以下この条において同  
じ。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八  
年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制  
御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十六年二月十三日以  
降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に  
係る保安基準又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適  
用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準  
のいずれか二以上の基準に適合するもの

四 車両総重量が八トンを超え二十トン以下の貨物自動車であつて、道  
路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適  
用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基  
準、同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきも  
のとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準又は同  
条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとし

一 車両総重量が五トンを超え十二トン以下の専ら人の運送の用に供す  
る自動車（財務省令で定めるものに限る。以下この条において「乗合  
自動車等」という。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定に  
より平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められ  
た車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上  
の技術基準で財務省令で定めるもの（以下この条において「車両安定  
性制御装置に係る保安基準」という。）、及び同法第四十一条の規定に  
より平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定め  
られた衝突被害軽減制御装置に係る保安上又は公害防止その他の  
環境保全上の技術基準で財務省令で定めるもの（以下この条において  
「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準」という。）のいずれに  
も適合するもの

二 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下の貨物自動車（財務省令  
で定める牽引自動車及び被牽引自動車を除く。以下この条において同  
じ。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八  
年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制  
御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十六年二月十三日  
以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置  
に係る保安基準のいずれにも適合するもの

三 車両総重量が八トンを超え二十トン以下の貨物自動車であつて、道  
路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適  
用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基  
準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべき  
ものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のい  
ずれにも適合するもの

て定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上の基準に適合するもの

2 車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下の貨物自動車であつて、

道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれにも適合する検査自動車（第九十条の十二第二項の規定の適用があるものを除く。）のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制御装置を装備したものと財務省令で定めるものについて平成三十年五月一日から同年十月三十一日までの間に初めて同法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七十条の十二第三項各号及び第四項各号に掲げる検査自動車にあつては、同法第七条第一項の規定により計算した金額に百分の五十を乗じて計算した金額とする。

3 次に掲げる検査自動車（第一項又は第九十条の十二第二項の規定の適用があるものを除く。）のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制御装置のいずれか一方の装置を装備したものと財務省令で定めるものについて平成三十年五月一日から平成三十一年十月三十一日（第四号に掲げる検査自動車にあつては、平成三十年十月三十一日）までの間に初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七十条の十二第三項各号及び第四項各号に掲げる検査自動車にあつては、同法第七条第一項の規定にかかわらず、同項（第九十条の十二第三項各号及び第四項各号に掲げる検査自動車にあつては、同法第七条第一項）の規定により計算した金額とする。

2 前項第四号に掲げる検査自動車（第九十条の十二第二項の規定の適用があるものを除く。）のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制御装置を装備したものと財務省令で定めるものについて平成二十八年十一月一日から平成三十年四月三十日までの間に初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七十条の十二第三項各号及び第四項各号に掲げる検査自動車にあつては、同法第七条第一項の規定により計算した金額に百分の五十を乗じて計算した金額とする。

3 次に掲げる検査自動車（第九十条の十二第二項の規定の適用があるものを除く。）のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制御装置のいずれか一方の装置を装備したものと財務省令で定めるものについて平成二十七年五月一日から平成三十年四月三十日（第五号に掲げる検査自動車にあつては、平成二十八年十月三十一日）までの間に初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七十条の十二第三項各号及び第四項各号に掲げる検査自動車にあつては、同法第七条第一項の規定にかかわらず、同項（第九十条の十二第三項各号及び第四項各号に掲げる検査自動車にあつては、同法第七条第一項）の規定により計算した金額とする。

4 車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下の貨物自動車であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの



査証の交付に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定及び第九十条の十一第一項の規定にかかわらず、同項（第九十条の十二第三項各号及び第四項各号に掲げる検査自動車にあつては、同法第七条第一項）の規定により計算した金額に百分の五十を乗じて計算した金額とする。

一 第一項第一号に掲げる検査自動車

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下の乗合自動車等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下の貨物自動車であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

四 車両総重量が八トンを超え二十トン以下の貨物自動車であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

6 | 省 略

（不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例）

5 | 同 上

（不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例）

第九十一条 省 略

2 平成二十六年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に作成される不動産譲渡契約書のうち、当該不動産譲渡契約書に記載された契約金額が十万円を超えるものに係る印紙税の税率は、印紙税法別表第一号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる契約金額の区分に応じ、一通につき、当該各号に定める金額とする。

一〇十 省 略

3 平成二十六年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に作成される建設工事請負契約書のうち、当該建設工事請負契約書に記載された契約金額が百万円を超えるものに係る印紙税の税率は、印紙税法別表第一号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる契約金額の区分に応じ、一通につき、当該各号に定める金額とする。

一〇十 省 略

4 省 略

(利子税の割合の特例)

第九十三条 省 略

2〇4 省 略

5 第七十条の四第三十五項、第七十条の六第四十項、第七十条の六の六第十九項、第七十条の六の七第十六項、第七十条の七第十三項第十二号及び第二十七項、第七十条の七の二第十四項第十号イ(第七十条の七の四第十一項において準用する場合を含む。)、及び第二十八項(第七十条の七の四第十五項において準用する場合を含む。)、第七十条の七の五第二十二項、第七十条の七の六第二十三項(第七十条の七の八第十八項において準用する場合を含む。)、並びに第七十条の七の九第十二項(第七十条の七の十二第十二項において準用する場合を含む。)、に規定する利子税の割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該利子税の割合に当該特例基準割合が年七・三パーセントの割合のうちに占める割合を乗じて計算した割合(当該割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

6 省 略

第九十一条 同 上

2 平成二十六年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に作成される不動産譲渡契約書のうち、当該不動産譲渡契約書に記載された契約金額が十万円を超えるものに係る印紙税の税率は、印紙税法別表第一号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる契約金額の区分に応じ、一通につき、当該各号に定める金額とする。

一〇十 同 上

3 平成二十六年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に作成される建設工事請負契約書のうち、当該建設工事請負契約書に記載された契約金額が百万円を超えるものに係る印紙税の税率は、印紙税法別表第一号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる契約金額の区分に応じ、一通につき、当該各号に定める金額とする。

一〇十 同 上

4 同 上

(利子税の割合の特例)

第九十三条 同 上

2〇4 同 上

5 第七十条の四第三十五項及び第七十条の六第四十項、第七十条の六の四第十九項、第七十条の七第十三項第十二号及び第二十七項並びに第七十条の七の二第十四項第十号イ(第七十条の七の四第十一項において準用する場合を含む。)、及び第二十八項(第七十条の七の四第十五項において準用する場合を含む。)、並びに第七十条の七の五第十二項(第七十条の七の八第十二項において準用する場合を含む。)、に規定する利子税の割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該利子税の割合に当該特例基準割合が年七・三パーセントの割合のうちに占める割合を乗じて計算した割合(当該割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

6 同 上

(事務の区分)

第九十八条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次の表の上欄に掲げる地方公共団体が処理することとされている同表の下欄に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

都道府県	第二十八条の四第三項第五号イ、第六号及び第七号イ並びに第三十一条の二第二項第十四号ハ及び第十五号ニに規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十二号及び第十四号に規定する指定の事務、第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第十五号ニ並びに第六十三条第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十二号及び第十四号に規定する指定の事務、第六十八条の六十九第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十六項(第七十条の六第四十一項において準用する場合を含む。)、第七十条の六の六第二十項、第七十条の七第三十五項(第七十条の七の五第二十六項において準用する場合を含む。)、及び第七十条の七の二第四十項(第七十条の七の四第二十項、第七十条の七の六第二十七項及び第七十条の七の八第十五項において準用する場合を含む。)、の通知に関する事務
市町村	第二十八条の四第三項第七号イ及びロ並びに第三十一条の二第二項第十五号ニに規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十四号の二に規定する指定の事務、第六十二条の三第四項第十五号ニ並びに第六十三条第三項第七号イ及びロに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十四号の二に規定する指定の事務、第六十八条の六十九第三項第七号イ及びロに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十六項(第七十条の六第四十一項において準用する場合を含む。)、第

(事務の区分)

第九十八条 同上

同上	第二十八条の四第三項第五号イ、第六号及び第七号イ並びに第三十一条の二第二項第十四号ハ及び第十五号ニに規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十二号及び第十四号に規定する指定の事務、第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第十五号ニ並びに第六十三条第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十二号及び第十四号に規定する指定の事務、第六十八条の六十九第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十六項(第七十条の六第四十一項において準用する場合を含む。)、第七十条の六の四第二十項、第七十条の七第三十五項及び第七十条の七の二第四十項(第七十条の七の四第二十項において準用する場合を含む。)、の通知に関する事務
同上	第二十八条の四第三項第七号イ及びロ並びに第三十一条の二第二項第十五号ニに規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十四号の二に規定する指定の事務、第六十二条の三第四項第十五号ニ並びに第六十三条第三項第七号イ及びロに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十四号の二に規定する指定の事務、第六十八条の六十九第三項第七号イ及びロに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十六項(第七十条の六第四十一項において準用する場合を含む。)、第

七十条の四第三十七項（第七十条の六第四十二項において準用する場合を含む。）及び第七十条の六の六第二十項の通知に関する事務

七十条の四第三十七項（第七十条の六第四十二項において準用する場合を含む。）及び第七十条の六の四第二十項の通知に関する事務